

研究開発提案募集FAQ

【未来社会創造事業】

	質問	回答
1	今回の公募において、複数の重点公募テーマに研究開発代表者として応募することはできますか。	複数の重点公募テーマに同時に研究開発代表者として応募することはできません。 ただし本事業では、選考過程において横断的に重点公募テーマ間で選考に関する調整を行い、応募した重点公募テーマとは異なるテーマで選考・採択を行う場合があります。詳細は募集要項P.9「採択に当たっての特例措置」をご覧ください。
2	「主たる共同研究者」や「研究開発参加者」として、本事業への複数の研究提案に参画できますか。	「主たる共同研究者」や「研究開発参加者」として、本事業への複数の研究提案に参画することは可能です。 ただし、研究内容や規模等を勘案した上で、運営統括の判断により、研究開発費の減額や、当該研究者が参画する研究開発課題のうち一部の課題の参画を認めない等の調整を行うことがあります。
3	e-Radの研究者番号・研究機関コードがない人は、主たる共同研究者として参加できますか。	e-Radの研究者番号・研究機関コードがない方については、「研究開発代表者」や「主たる共同研究者」として参加することはできません。e-Radによる応募方法等については募集要項P.63をご覧ください。 なお、e-Radの研究者番号・研究機関コードがない方でも「研究開発代表者」「主たる共同研究者」以外の「研究開発参加者」としての参加は可能です。
4	令和3年度に未来社会創造事業で研究開発課題を実施している研究開発代表者は、今回の公募における提案で主たる共同研究者として参画できますか。	令和3年度に未来社会創造事業で研究開発課題を実施している研究開発代表者でも、「主たる共同研究者」や「研究開発参加者」として、本事業への複数の研究提案に参画することは可能です。
5	本事業の採択率はどれくらいでしょうか。	本事業のホームページにて過去の採択実績（応募数、採択数など）を掲載しておりますので、下記リンク先をご参照下さい。 (https://www.jst.go.jp/mirai/jp/open-call/research/index.html)
6	研究開発代表者としてJSTの他事業との重複応募は可能でしょうか。	他事業が重複申請を制限していなければ申請可能です。ただし、他事業に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。
7	応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。	必要ありません。ただし、研究機関に求められる責務（募集要項P.37「研究開発機関等の責務等」）が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください。
8	委託費の配分を受ける予定がない機関でも、共同研究グループを立てることは可能でしょうか。	委託費の配分を受ける予定がない場合、「その他の研究開発参画機関」の「研究開発参加者」としての記載をご検討ください。
9	研究開発代表者の所属機関内に別の共同研究グループを立てる場合、委託研究契約も別々になるのでしょうか。まとめて一つの契約にすることも可能でしょうか。	委託研究契約を機関でまとめて1つとするか共同研究グループごととするかは、機関のご都合を踏まえ、採択後に調整させていただきます。
10	ステージゲート評価の時期は提案者が設定できるのでしょうか。	研究開発提案書に探索研究と本格研究の研究期間を記入いただくことで、ステージゲート評価の時期を提案することができます。 実際のステージゲートの実施は、研究開発の内容や進捗等を勘案し、運営統括が変更することがあります。
11	探索加速型の本格研究において、民間資金の導入は求められるのでしょうか。	探索研究から本格研究に移行すると、より企業の果たす役割が大きくなりますが、民間企業からの資金拠出を必須とはしていません。
12	研究開発代表者の要件として、「全研究開発期間を通じ、研究チームの責任者として研究開発課題全体の責務を負うことができる研究者であること」という記載が募集要項P.10にあります。途中で研究開発代表者の交代は認められますでしょうか。	研究開発代表者には、募集要項に記載された通りの要件が必要となります。その一方、募集要項P.4「研究開発代表者の交代」に記載がある通り、各ステージの研究開発フェーズにおいて、研究開発内容の基礎・応用のウエイトをダイナミックに変えていくことを想定し、研究開発代表者の交代を可能としております。これには研究開発代表者の研究開発の継続が困難な事由が生じた場合なども想定しておりますので、このあたりを加味した上で、ご検討いただければと存じます。
13	募集要項P.3「支援体制の充実」に研究開発マネジメントを補佐する者の配置について記載がありますが、どのような役割を担うことになるのでしょうか。	探索加速型では、本格研究に進むにつれ予算規模が大きくなるほか、共同研究機関の参画などチーム構成や研究テーマが大きく発展することも考えられ、代表者だけによるプロジェクト管理が難しくなる局面などにおいて補佐を配置することが想定されます。役割については、代表者の指示のもと、例えば企業連携の推進や知的財産権の管理など、研究開発の推進に必要なマネジメントを補佐いただくこととなります。よって、単なる事務的な業務を行う者ではないことにご注意ください。
14	プログラムの作成などの業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。	研究を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則として認められません。
15	大学が企業と共同で開発した機器を購入することは可能でしょうか。	ご質問のような委託研究費の支出可否については、事務処理説明書に則って委託先機関が判断します。事務処理説明書をご参照の上、ご所属機関にお問い合わせください。 (事務処理説明書： https://www.jst.go.jp/contract/index2.html)